

## 令和6年度6月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年6月25日(火) 午前9時30分～午前10時25分
開催場所	所沢市役所502会議室
議案	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構) 議案第6号 特定農地貸付けの承認について

出席委員	1番 斎藤 昇	2番 二上 茂雄	3番 池之谷 昭治
	4番 岩崎 良一	5番 肥沼 一彦	6番 齊藤 喜代治
	7番 田中 宏	8番 吉田 英和	9番 北田 良孝
	10番 栗原 明夫	12番 平岡 豊子	13番 鹿島 正之助
	14番 肥沼 正明	15番 中 茂紀	16番 水村 英紀
欠席委員	11番 栗原 茂	17番 新井 祥穂	

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。鹿島会長職務代理のあいさつの後、農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、鹿島会長職務代理が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号8番 吉田 英和委員、9番 北田 良孝委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は糺谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は784平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は356平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：次に、三ヶ島五丁目地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野一丁目の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて4,454平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は工場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、工場敷地として拡張するものです。なお、本件は申請地が既存敷地の2分の1を超えない敷地拡張であることから不許可の例外に当たり、工場の拡張は可能となります。現在の敷地面積と合わせますと13,377.02平方メートルです。また、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字荒幡字畦ノ前です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,108平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場及び駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、資材置場及び駐車場を設置するものです。なお、畑以外の面積が135平方メートルあり、全体面積は1,243平方メートルです。

申請番号3番、所在地は三ヶ島一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は92平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

以上3件です

議 長： 申請番号1番について審議します。本件につきましては、私が北野地区の担当ですので意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま

す。

申請番号1番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議 長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可相当といたします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字牛沼字寺前です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は198平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の両親から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上1件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野南二丁目の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,145平方メートルです。以前からの使用貸借契約の更新するもので、契約期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,583平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字北井頭の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,083.14平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。

以上3件です。

議長：初めに、申請番号1番及び2番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：それでは、申請番号1番及び2番について審議します。本件につきまして私が北野地区の担当ですので、意見を発表いたします。

現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画については、妥当なものと思われまます。

申請番号1番及び2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めまます。よって、申請番号1番及び2番については、決定いたします。

議長：申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われまます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画については、妥当なものと思われまます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに

賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、決定いたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北中四丁目の5筆と岩岡町の9筆を合わせた14筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は14筆合わせて24,878平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年9月1日から令和12年8月31日までの6年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中二丁目の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,055平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年9月1日から令和16年8月31日までの10年間です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につ  
いては、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたしま  
す。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づき、当該計画につ  
いては、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたしま  
す。

## 6 議案第6号 特定農地貸付けの承認について

議長：「議案第6号 特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 特定農地貸付けの承認について」ご説明いたします。

特定農地貸付けの承認について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき承認申請があったことから、同法第3条第3項の各号に掲げる要件等についてご審議いただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は北秋津上安松土地区画整理事業地内の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて718平方メートルです。なお、新規に開設するものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各号に掲げる要件を満たしているため、特に問題はないと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認といたします。

## 7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明の交付を行いました。

## 8 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

閉会 （午前10時25分）